

件名

保険業法施行規則第五十六条の二第二項第五号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第五十六条の二第二項第五号の二及び第二十三号の規定に基づき、保険業法施行規則第五十六条の二第二項第五号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準（平成十一年^{金融監督庁}大蔵省告示第六号）の一部を次のように改正し、令和九年四月一日から適用する。

令和八年 月 日

金融庁長官 伊藤 豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を削る。

改正後	<p>1 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第五十六条の二第二項第五号の二に規定する基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 規則第五十六条の二第二項第五号の二に規定する業務を行う会社（以下「特定会社」という。）が行い得る債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務は、他人から譲り受けて訴訟、調停、和解その他の手段によって特定金銭債権（同法第二条第一項に規定する特定金銭債権をいう。以下この号及び次号において同じ。）の管理及び回収を行う業務又は同法第十二条第一号に規定する業務（他人から譲り受けて特定金銭債権の管理若しくは回収を行う業務に限る。）に付随して、それらの特定金銭債権に係る担保権の目的である不動産（担保権の目的が土地である場合にあつては当該土地の隣地、担保権の目的が建物である場合にあつては当該建物の所在する土地及びその隣地を含む。）の取得、管理又は売却を行う業務とすること。</p> <p>二 当該特定金銭債権は、保険会社又はその子会社（保険業法（平成七年法律第五号。以下「法」という。）第二条第十二項に規定する子会社をいう。以下この号及び第五号において同じ。）が合算して、基準議決権数（法第七十七条第一項に規定する基準議決権数をいう。同号において同じ。）を超える特定会社の議決権（法第二条第十一项に規定する議決権をいう。同号において同じ。）</p>
改正前	<p>（債権管理回収業の範囲等）</p> <p>第一条 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第五十六条の二第二項第五号の二に規定する基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 規則第五十六条の二第二項第五号の二に規定する業務を行う会社（以下「特定会社」という。）が行い得る債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務は、他人から譲り受けて訴訟、調停、和解その他の手段によって特定金銭債権（同法第二条第一項に規定する特定金銭債権をいう。以下この号及び次号において同じ。）の管理及び回収を行う業務又は同法第十二条第一号に規定する業務（他人から譲り受けて特定金銭債権の管理若しくは回収を行う業務に限る。）に付随して、それらの特定金銭債権に係る担保権の目的である不動産（担保権の目的が土地である場合にあつては当該土地の隣地、担保権の目的が建物である場合にあつては当該建物の所在する土地及びその隣地を含む。）の取得、管理又は売却を行う業務とすること。</p> <p>二 当該特定金銭債権は、保険会社又はその子会社（保険業法（平成七年法律第五号。以下「法」という。）第二条第十二項に規定する子会社をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）が合算して、基準議決権数（法第七十七条第一項に規定する基準</p>

）を取得し、又は保有している当該保険会社、その子会社である保険会社、銀行又は長期信用銀行から当該特定会社が取得した債権であること。

三 特定会社は、取得した不動産に関し、必要に応じて、整地、当該土地に適切な建築物の建設、隣地の購入等を行い、当該不動産の価値の向上のための有効利用に努めること。

四 特定会社は、取得した不動産の円滑な売却に努めること。

五 特定会社が前二号に掲げる行為を行うに当たっては、保険会社又はその子会社が、合算して、基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有している会社が営むことが適当でない業務を営まないこと。

2 法第二百七十一条の二十二第一項第十二号に掲げる会社が同号ロに掲げる業務として規則第五十六条の二第二項第五号の二括弧書に規定する業務を行う場合における前項の規定の適用については、同項第二号中「保険会社又は」とあるのは「保険持株会社又は」と、「保険会社、その」とあるのは「保険持株会社の」と、同項第五号中「保険会社」とあるのは「保険持株会社」とする。

「条を削る。」

議決権数をいう。第五号において同じ。）を超える特定会社の議決権（法第十二条第十一項に規定する議決権をいう。第五号において同じ。）を取得し、又は保有している当該保険会社、その子会社である保険会社、銀行又は長期信用銀行から当該特定会社が取得した債権であること。

三 特定会社は、取得した不動産に関し、必要に応じて、整地、当該土地に適切な建築物の建設、隣地の購入等を行い、当該不動産の価値の向上のための有効利用に努めること。

四 特定会社は、取得した不動産の円滑な売却に努めること。

五 特定会社が前二号に掲げる行為を行うに当たっては、保険会社又はその子会社が、合算して、基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有している会社が営むことが適当でない業務を営まないこと。

2 前項の基準は、法第二百七十一条の二十二第一項第十二号に規定する規則第五十六条の二第二項第五号の二に掲げる業務を営む会社について準用する。この場合において、前項第二号中「保険会社」とあるのは「保険持株会社」と、「保険会社、その」とあるのは「保険持株会社の」と、同項第五号中「保険会社」とあるのは「保険持株会社」とそれぞれ読み替えるものとする。

（リース業務の範囲等）

第二条 規則第五十六条の二第二項第二十三号に規定する基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物件を使用させ

る業務（以下この条において「リース業務」という。）を営む会社のリース業務及びリース業務（自己又は自らを子会社とする会社若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに限る。）に係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の物件（中古のものに限る。）の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務（自己がリース業務を営まない場合にあつては、保険会社又は保険持株会社（法第二条第十六項に規定する保険持株会社をいう。）の子会社であるリース業務を営む会社（銀行及び保険会社を除く。）の子会社として営む場合に限る。以下この条において「リース物件売買等業務」という。）並びに当該リース業務を営む会社の子会社であるリース物件売買等業務を営む会社（リース業務を営むものを除く。次項第一号において「リース物件売買等会社」という。）のリース物件売買等業務による収入の額の合計額に占める法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。

2 前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社としている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この項において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る規則第五十六条の二第二項第二十三号に規定する金融庁長官が定める基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

一 各事業年度において、リース会社集団及び当該リース会社集団に係るリース物件売買等会社のリース業務及びリース物件売買等

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務による収入の額の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。</p> <p>二 各事業年度において、リース会社集団に属するそれぞれの会社（リース業務を廃止することとしている会社を除く。）におけるリース物件売買等業務による収入の額が当該会社におけるリース業務による収入の額を上回らないこと。</p>
---------------------------	--